

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第40号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成24年岩手県規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(必要と認める図書)</p> <p>第8条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる建築物等の区分に応じ、当該各号に定める者があらかじめ低炭素建築物新築等計画について法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認定した場合における当該認定を受けたことを証明する書類とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号において同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。）の建築物全体又は共同住宅等若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。）の住戸次に掲げる者のうちいずれかの者</p> <p><u>ア エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関</u></p> <p><u>イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）</u></p> <p>(2) 前号に掲げる建築物等以外の建築物 次に掲げる者のうちいずれかの者</p> <p>ア [略]</p> <p><u>イ 前号アに定める者</u></p>	<p>(必要と認める図書)</p> <p>第8条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる建築物等の区分に応じ、当該各号に定める者があらかじめ低炭素建築物新築等計画について法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認定した場合における当該認定を受けたことを証明する書類とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号において同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。）の建築物全体又は共同住宅等若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。）の住戸<u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）</u></p> <p>(2) 前号に掲げる建築物等以外の建築物 次に掲げる者のうちいずれかの者</p> <p>ア [略]</p> <p><u>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前にこの規則による改正前の都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第8条第1号アに掲げる者が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）附則第8条の規定による改正後の都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合するとあらかじめ認定した場合における都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による認定の申請については、この規則による改正後の都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第8条の規定に

かかわらず、なお従前の例による。